

京都府最低賃金以上の賃金支払いのための 留意事項(月給制労働者の場合)

京都労働局

京都府最低賃金が令和元年10月1日から時間額909円に改正されます。月給制で賃金が支払われている労働者については、時間額に換算した金額が京都府最低賃金以上である必要があります。

1 月給額を時間額に換算する計算方法

時間額 = 月給額 ÷ 1年間ににおける1か月平均所定労働時間数

1年間ににおける1か月平均所定労働時間数 = 1年間の所定労働日数 × 1日の所定労働時間数 ÷ 12月

2 最低賃金には次の賃金は算入されません。支給されていたら除外して換算します。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- ③時間外・休日及び深夜手当(深夜割増賃金など)
- ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

3 時間額換算例

【例1】年間所定労働日数252日、1日の所定労働時間8時間、

基本給140,000円、営業手当10,000円、通勤手当2,000円、精皆勤手当3,000円

【換算方法】1か月平均労働時間数は、252日 × 8時間 ÷ 12 = 168時間

最低賃金の対象となる賃金は、基本給140,000円 + 営業手当10,000円 = 150,000円

150,000円 ÷ 168時間 = 892.85... < 909円 × 京都府最低賃金以下

【例2】年間所定労働日数252日、1日の所定労働時間8時間、

基本給140,000円、役職手当20,000円、通勤手当2,000円、家族手当3,000円

【換算方法】1か月平均労働時間数は、252日 × 8時間 ÷ 12 = 168時間

最低賃金の対象となる賃金は、基本給140,000円 + 役職手当20,000円 = 160,000円

160,000円 ÷ 168時間 = 952.38... > 909円 ○ 京都府最低賃金以上